第11章　交通

1　交通ルール

道路は、多くの人や車が通ります。交通ルールを守りましょう。

1－1　歩くとき

（1）道の歩き方

歩道（人が歩くための道）がない所では、道路の右側を歩きます。

歩道（人が歩くための道）があるときは、歩道を歩きます。

（2）横断（道を渡る）の方法

道を渡るときは、信号機がある所や横断歩道、横断歩道橋などを渡ります。

（3）信号の色の意味

・青色　　進むことができます。

・黄色／青色がついたり消えたりする。

車は止まります。／人は横断を始めてはいけません。

・赤色　　止まります。

・押しボタン式信号機

ボタンを押して、青色に変わったのを見てから横断します。

（4）踏切の通り方

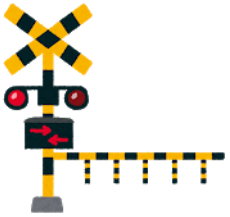

踏切の手前で立ち止まり、左右の安全を確かめます。

踏切では、警報器の音がしているときや遮断器がおり始めたときは、渡ってはいけません。

（5）夜間に道路を歩くとき

夜、歩くときは、白や黄色などの明るい色の服を着ましょう。

車のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付けて、車を運転する人から見えるようにしましょう

（人と自転車の道）→

1－2　自転車に乗るとき

（1）自転車の通行ルール

自転車は　法律では「車」とおなじです。交通違反をすると反則金というお金を払います。自転車は車が走る道の一番左を走ります。

人と自転車が通る道では、車が走る道に近い所を ゆっくり走ります。

歩いている人の邪魔にならないように自転車を降りたり、止まったりします。

夜は、ライトをつけます。

自転車は「自転車置場」に置きましょう。

✖　酒を飲んだときは自転車に乗ってはいけません。
✖　１台の自転車に２人で乗ってはいけません。
✖　他の自転車の横に並んで走ってはいけません。
✖　傘をさしたり、携帯電話を使いながら運転してはいけません。
✖　イヤホンをしながら自転車を運転してはいけません。

（２）自転車に乗るときはヘルメットをかぶります。
大人の自転車に子どもを乗せるときや、子どもが自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶります。

２　自転車の保険

自転車で事故を起こした時のために「自転車保険」に入りましょう。他の人にけがをさせてしまったときなどに、保険の会社からお金が出ます。

３　車やオートバイの運転免許

（１）日本で車を運転できる人は、次の①か②か③を持っている人です。②と③の運転免許証で運転できるのは、長くて1年です。
①日本の運転免許証　　②国際免許証　　③自分の国や地域の運転免許証
と、それを大使館などで日本語にした書類

（２）日本の運転免許を取りたい人は、日本の試験を受けるか、自分の国の運転免許から日本の運転免許に替えます。兵庫県運転免許試験場に聞いてください。
兵庫県運転免許試験場
〒673-0842 兵庫県明石市荷山町1649-2　　☎0570-078-912

４　交通事故のとき

（１）まず、車や自転車を安全な所に止めます。
（２）それから、救急車や警察に電話をします。
けがをした人がいるときは１１９に電話をかけて、救急車を呼びます。
けがをした人がいるときも、いないときも１１０に電話をかけて、警察の人が来るまで待たなければなりません。電話のかけ方は（P35）を見てください。
（３）病院へ行きます。事故のときに大丈夫と思っても、本当はけがをしているかもしれません。病院へ行きましょう。
（４）「交通事故証明」という書類をもらいます。
自転車保険や自動車保険のお金をもらうときなどに、この書類が必要です。申請の手続きは、事故の届出をした警察署に聞いてください。
兵庫県三木警察署　☎0794-82-0110